

田原市耐震改修促進計画（改定版）に対する意見と市の考え方

No.	提出された意見	市の考え方
1-1	<p>概ね良いと思いますが、対象者さんにとっては耐震改修の費用負担を決断させるにはどんな説明が必要なのかをしっかりと検討してください。</p> <p>改修費用よりも、被災した時の負担の方がはるかに高額になるという事が明確に説明出来るかが勝負だとおもいます。</p>	<p>地震時に建物が被災した場合は、事前に耐震改修を行なうほうが、被害が少なく費用負担が小さくなる可能性が高く、促進にもつながると思われまので、耐震改修のPRをするときの一つのPRの方法として、促進計画に記載し、今後の業務に活用させていただきます。</p>
2-1	<p>災害からの耐震化・減災化を謳っているが、地震被害の想定で津波浸水の想定された図を追加したらどうですか。</p>	<p>「1-4 地震被害の想定」に想定される浸水深の図を追加します。また、津波浸水区域においては建物が耐震化されていない場合には、倒壊等により津波からの避難が出来なくなる恐れがあることを記載します。</p>
2-2	<p>市街化調整区域は建物の新設が制限されているが、津波浸水地域から市街化調整区域への移住が行いやすいように、災害予防移転のための田原市の条例や要綱を設けてください。</p>	<p>市街化調整区域での災害予防移転のためには、都市計画法の許可が必要であり、新たに区域の指定や移転勧告、指示など、強制力のある規制が必要となるため、慎重に検討する必要があると考えます。</p>

津波防災地域づくりに関する法律

津波災害警戒区域（県知事指定）

新たな建物を規制される。

移転勧告、指示等の規定はない。

田原市が条例、要綱等を作り、地域を指定して勧告や指示が出来るように

しないと、調整区域での建築許可等はできない。